

平成22年度 第1回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成22年4月16日（金） 午後1時30分から午後4時30分まで
 - 2 場 所
千葉県自治会館 第1・2会議室
 - 3 出席者
委 員：石黒委員長、岡本副委員長
石川委員、齋藤委員、杉田委員、工藤委員、野村委員、柳澤委員、寺田委員、
柘瀉委員、宮脇(健)委員、内山委員、柳委員
事務局：環境生活部 松澤次長
環境政策課 梅木課長、飯田室長、櫻岡主幹、田中副主幹、永井副主幹、
新井主査、久保田副主査、玉沢主任技師
 - 4 事 案
(1) 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について（再検討）
(2) 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について（再検討）
(3) その他
 - 5 議事の概要
(1) 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について（再検討）
別紙1のとおり
(2) 船橋北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について（再検討）
別紙2のとおり
(3) その他
事務連絡
- 【資 料】
- 1 会議次第
 - 2 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価の手続経緯等(資料 1-1)
 - 3 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書委員会資料(追加資料含む)
(資料 1-2 事業者作成資料)
 - 4 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する住民意見の概要と事業者見解
(資料 1-3 事業者作成資料)
 - 5 船橋北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書の手続経緯等 (資料 2-1)
 - 6 船橋北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書委員会資料
(資料 2-2 事業者作成資料)
 - 7 船橋北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書委員会資料別紙
(資料 2-3 事業者作成資料)
- (参考資料：前回委員会における配布資料)

【別紙1】

五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行
- (2) 事業者説明 資料 1-2 により委員意見に対する事業者見解について説明
- (3) 質疑等

副委員長： 資料 1-2(追加資料)の説明で、建物ダウンウォッシュあるいは CONCAWE 式については、学識経験者の助言を受けながら今後対応を考えていきたいとの報告があったが、そうすると資料 1-2 の No. 1 の有効煙突高のところで、CONCAWE(コンカウ)式で試算するとこうなったという説明はどういう位置づけになるのか説明願いたい。

事業者： CONCAWE(コンカウ)式の試算については、これをそのまま予測に使うということではなく、あくまでも試算という位置づけで出させていただいたものです。

副委員長： そうすると、資料 1-2 の別添資料に、風速と有効煙突高の関係という図が付いているが、これは事業者が想定した計算条件の下で計算するとこうなったということで、五井火力発電所に関する有効煙突高の分布等の資料としては意味をなさないと解釈してよいのか。

事業者： あくまでも試算です。これに使用した風速のデータについても、平成 11 年 4 月から平成 12 年 3 月までのデータであり、今後実施する現地調査結果とは、若干異なってくると思いますし、これはあくまでも試算であって、目安と考えていただければ結構です。

副委員長： その目安というのは具体的に何を意味しているのか。ここでは五井火力発電所の環境影響評価の方法について議論しているわけだが、その議論の役に立たないものが資料として提示されたということか。

事業者： 前回の委員会の中で地上高 173m に設置している風向風速計のデータを用い予測することの妥当性についてという話がありましたので、それに関する資料として示したものです。有効煙突高については、一般的な気象条件の下では大体 200m 位に上昇すると想定されますので、地上高 173m の風向風速計のデータを使用することについては、事業者として妥当ではないかと判断しているものです。

副委員長： 分かりました。173m の気象データを今回の予測に使うことの妥当性としては、今回の報告で十分だろうと思う。その際に、この別添資料はまったく必要がないもの、つまり有効煙突高の推定の方法についてもこれから検討するということで、事業者は現時点において、この方法が妥当であると説明していないとすれば、この別添資料はむしろこれを読む人に誤解を与える可能性があるので、削除されたほうが良いと思う。173m の気象観測データを今回の予測に利用することについては事業者の説明は理解できるし、妥当と思う。

委員長： あくまで参考として使ったということで、資料としては最後まできちんとやられるわけなので、この別添資料は削除するということでよろしいか。

事業者： はい。分かりました。

委員： 燃料は液化天然ガスということなので、それは一体どこに貯蔵しておくのか。貯蔵タンクも一緒に併設するのか。そのタンクは地下式にするのか。-160℃だとどのような影響が地下に生ずるのか。

一般的に発電所という人工構造物が、自然景観とマッチングしないことは明らかだが、例えば、海外などでは、夜景がきれいだったりするわけだが、工場景観に対して、夜間の余剰電力を使ってライトアップさせるとか演出をさせることなどは検討されているのか。

事業者： LNG（液化天然ガス）については、富津火力発電所にLNG基地がありまして、そこでトータル111万kLの全部で10基の地下式のタンクがあります。そこから導管を通して持ってくる計画です。そのガス導管については、既に今の五井火力発電所でも来ておりまして、それを流用する予定です。それと、当社と東京ガスの共同立地で袖ヶ浦LNG基地がありまして、そちらからも持ってくる計画としています。こちらにも既存の設備です。

委員： パイプラインによる地下への影響は問題ないのか。

事業者： 問題は起こしていません。もう一つのライトアップについては、今のところは考えておりません。

委員： せめて美しい夜景をつくっていただけるとありがたい。

事業者： 検討させていただきます。

委員： 今回の資料2-1(追加資料)の事業者見解で示されている3つの施設形状は、どのような基準で選ばれたのか、(a)や(b)だとボイラーが下に付いていて、(c)は横に付いているので、風速やボイラーからの圧力が違ってくるのではないかとと思うが、どういう観点を基準にこの形状を設定されたのか。

事業者： (a)や(b)についてはボイラーの直上型なので、この形状のメリットとしては煙道が一番短い、効率的には一番良いということで、この形状を一つの検討として選ばせていただきました。ただし、このような形状ですと、建物のダウンウォッシュの影響が若干懸念されると考えておりまして、(c)のようなものであれば、建物の形状についての影響が、ゼロにはならないかもしれないけれども軽減されるのではないかと考え、このような形状も今後検討していきたいので、(c)のような形状も提示させていただきました。

委員： 資料2-1のNo.4の水環境のところだが、「生活排水系以外の窒素はどのような形態で出てくるのか。どのように処理するのか。」という質問に対して、回答の最後の部分が、「濃度を管理した後、適切に排水します。」となっているが、具体的にはどのように管理をされて、「適切に」というのはどのように排水されるのか伺いたい。

事業者： ここで「濃度を管理した後、適切に排水します。」というのは、総合排水装

置出口の濃度を測定して、一日平均濃度が 15mg/L 以下になるように、管理して排出するという意味です。

委員： もし排水の濃度が高ければ薄めるのか。

事業者： 一日運転していると高いときも低いときもありますので、排水処理槽である程度溜めて、濃度を平均化して出すということです。

委員： 鳥類の調査については、干潟において調査を行うということなので、良いと思う。

委員： 二酸化炭素を減らすということで、緑化に努めて欲しいが、準備書にはもう少し具体的に緑化の計画を示してもらえるのか。

事業者： 緑化については、方法書での記載は少ないのですが、準備書では平面なり、代表的な断面なり書きたいと思います。

副委員長： 現状の施設についてはかなり煙突が高いので、多少ダウンウォッシュ等巻き込み現象が起こっても、直接地上に高濃度のものが降りてくる確率は低いと思うが、今回検討されている施設の形状だと、環境基準を超える高濃度は出ないとしても、現状の施設に比べるとかなり巻き込み現象に伴う短期間の局地的な地上の高濃度の発生が懸念される状態になると思う。その際に、通常の火力発電所のアセスでは検討の必要がなかった幾つかの項目について検討を行う必要が生じると思う。

一つは LNG 火力の場合には集塵装置が付いていないので、中で煤等が発生した場合はそのまま出てしまう。LNG 火力の場合でも、炉内の温度が低い状態から焚き上げたりする場合には、ごく短時間だがかなり高濃度の煤が発生する可能性があり、集塵装置が付いていないとそのままダイレクトに大気中に放出される。ダウンウォッシュが発生した場合、短期間の最高濃度がどれくらいになるかということをごきちんとして欲しい。

もう一つは、通常の燃料だと脱硝装置の後段に集塵機や排煙脱硫装置が付いているので、いろんなものが含まれていてもそこで取ることができるが、この施設の場合には脱硝装置から直接煙道に繋がっているため、脱硝装置の中でどういう反応が行われているのか。脱硝率を上げていくとどうしてもアンモニアリッチの状態となり、アンモニアが排気ガスの方に出てくる可能性がある。出口のところで通常であれば、脱硝率を高くするという事で多少中和よりも少し反応が進みやすい状態の雰囲気では追加すると思うが、この施設のようにアンモニアリッチの場合には、そのままアンモニアが排出されてしまう可能性がある。ダウンウォッシュでも起こった場合には、高濃度のアンモニアが地上濃度として高くなる可能性がある。単に脱硝率がどのように変化するかということではなくて、余剰のアンモニアがどのように出てくるかということについて、正確に予測をするとともに地上濃度がどうなるか、また予測において不確実性がある場合には、相当長期間に事後調査で継続的に周辺のアンモニア濃度を測定することが必要ではないかと思うので、これについても事業者の適切

な検討を願いたい。

本日の回答は難しいと思うので、準備書の段階できちんと対応して欲しい。

委員： それではできる範囲で回答して、後は準備書で対応をお願いします。

事業者： 弊社のガスタービンサイクルにおける LNG の燃焼なのですが、点火する時に空気を高温高圧化して、LNG も暖めて燃焼させるので、既に LNG を点火させる段階で高温の状態であり、煤が発生することはないと考えています。

アンモニアの件ですが、確かに起動時とか多少 NOx 濃度が高くなるということで、起動時は最大で 8.5ppm くらい NOx が出ることを計画しています。脱硝装置の場合はアンモニアをモル比 1.0 で投入しますので、アンモニア濃度は 8.5ppm 以下で煙突から出て行くと、それが最大値だと考えています。

委員長： それではまた、準備書のほうで細かな検討を願いたい。

委員： 温室効果ガスのところで前回のときに N₂O の話をさせていただいたが、N₂O もカウントするのか。また、漏洩してしまう燃料が結構あるのではないかという気がしており、方法書では燃料由来の二酸化炭素しかカウントしないと書かれているので、メタンがそのまま出る分をカウントするのかどうか確認しておきたい。

事業者： N₂O については環境影響評価以前の問題として、温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）上、ガスタービンを扱っている場合は報告することになると思います。ただし、環境影響評価の方で N₂O を入れるかということですが、温室効果ガスの効果としては、CO₂ と比較して 310 倍ありますが、それを加味した上でも、今回の CO₂ の排出量に対して N₂O の排出量が、CO₂ 換算後で 1% 以下であるため、評価は CO₂ の方でさせていただくことになろうかと思えます。

メタンのほうについては、出ていないということです。

委員長： いずれにしても、温室効果ガスにおいては、可能なものは計算の中に入れて、評価して欲しいと思う。他に何かあるか。

委員： 廃棄物については、準備書の方でデータが出てくればよろしいのではないかと思う。

委員： 資料 1-3 の見解の中に、CCS といった炭素貯留と回収が触れられている。事業者にとってはかなり意欲的な記述がところどころ見られるが、可能な限り直近の実行性の高い環境保全措置について記述されることを希望する。余り将来的な検討を記載しても説得力がないので、その点は留意を願いたい。

事業者： 今回の事業者見解については、出された意見のなかで CO₂ 回収設備等というお話があったので、それを受けてできるだけ 1 対 1 で対応するように記載をしたので、このようになりました。準備書の中では、環境保全措置について、今回の五井火力発電所ということになりますが、計画に向けての直近の対策ということで書きますので、ご指導いただければと思います。

委員長： それでは他に質問等あるか。

各委員： （なし）

委員 長： それでは、意見、質問が出尽くしたと思うので、事業者はここで退出を願いたい。

事業者退室

委員 長： 本案件の取扱いについて何か意見はあるか。

各 委員： （なし）

委員 長： 質問に対して一応の回答をいただいたと思う。本件についてはただいまの議論を踏まえた内容で、事務局に答申案を作成してもらい、次回その審議を行いたいと思う。よろしいか。

各 委員： （異議なし）

委員 長： それでは事務局には本日の議論を踏まえ、答申案の作成をお願いしたい。

【別紙 2】

船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行
- (2) 事業者説明 資料 2-2 により委員意見に対する事業者見解について説明
- (3) 質疑等

委員： 資料 2-3 の資-5 ページで、ラインセンサスの結果が示されたが、調査が行われた距離に応じて面積が分かっているのに、それぞれの季節において密度が書いていない。

それと、季節別の出現数を通年で集計してあるが、夏にしかいない種と、冬にしかいない種、及び 1 年中いる種を同列に計算して通年の優占度を求めれば、1 年中いる種が高くなるのは当たり前のことなので、それは季節別に求めれば良く、通年に拡大して評価する必要はない。それは、ポイントセンサスについても同じで、面積に対しての密度計算ができていない。

もう一つ、資-9 ページにポイントセンサスの調査の範囲が出ているが、これでは 200m くらい先まで見ることになっている。200m 先のマヒワが何羽いるのか、藪の中を通るウグイスが何羽いるのかが見える調査とは何かということになる。見える範囲に調査範囲を設定すれば良い。

事業者： ポイントセンサスについて、見える範囲を図面に整理して、その面積とそれに対する出現個体数を整理します。

委員： 調査範囲は調査を行うときに設定をするものであって、今からどの範囲を調べたかを探りだしてくるというのは、どうかと思う。

事業者： 実際に調査した範囲について、評価書において記載するようにします。

委員： 評価書に記載しますというが、資料 2-2 の No. 8 でチョウゲンボウの営巣中心域も評価書で修正するとしているが、評価書の作成時まで我々に知らされないのはどうかと思うので、なるべく早く委員会へ提出して欲しい。

委員長： 他の質問についてはどうか。

事業者： 面積に対する密度を出すことは計算して整理します。季節の合計はなくても良いのではないかという点について、季節の合計を消去するように修正します。整理したものは次回提出します。

委員： 既存工場の解体工事のばいじんだが、資料 2-2 の No. 13 でばいじんが付着した流動砂や耐火レンガを洗浄して、産業廃棄物の区分を鉱さい及びがれき類に修正するという表記になっているが、その流動砂のばいじんの洗浄とはどのようにやるのか。

事業者： 訂正します。現状も砂の処分をしています。流動床炉はごみとして入ってくる砂が多いため、常に砂は抜いて処分しておりますので、その処分と同じと考

えていただければと思います。水で洗うなどはなく、処分するということだけになります。

委員： 東京の廃棄物処分場増設問題でおこっていることだが、雨水のダイオキシン濃度の調査を東京都が行ったところ、ある処理施設でダイオキシンの濃度が高い結果となった。原因を調査したところ車両による搬出の際にこぼれたものが雨水に洗われて、出ているのではないかということで問題になっている。

この処理施設でも、同様な問題が起こらないのかという観点で準備書を読んでいるが、そういった観点のダイオキシン調査はされていない。準備書の監視計画では、ダイオキシンの調査は入っていないが、他の同様な施設で問題になった事例があるので留意願いたい。

事業者： 搬出する際のトラックの汚染ということでよろしいでしょうか。

委員： そういったこともある。

事業者： 現在、北部清掃工場では飛灰しか搬出しておりません。南部では焼却灰も搬出しております。場内の土壌汚染については何地点か選んで調査を実施していますが、汚染は今のところ確認されていません。清掃工場の排水は今現在、全量循環であり、水の調査をしたことがないため、そういうことであれば調べていきたいと思います。

副委員長： 大気については、前回の資料の中で検討しているので、必ずしも十分であるとはいえないが、環境対策装置が予定通りの性能を出せば、著しく環境への負荷が大きくなるということはないと思うが、短期高濃度汚染が生じたときの予測の条件設定が必ずしも十分ではない。例えば準備書 7-115 ページの表 7.2.1-74 のところでは短期高濃度汚染が生じる時の気象条件のシナリオが書いてあるが、ここで設定したシナリオがこの施設にとって適切であるかどうか考える必要がある。例えば、ダウンウォッシュの設定のところで風速 20m という条件で計算しているが、この風速になるとダウンウォッシュが発生しても、風速の直接の希釈効果で濃度が低くなってしまうので、こういう条件を最高濃度が出現するときのシナリオという設定は、非常に恣意的であるのではないかと思う。住民からすればもう少し現実的な設定で、高濃度汚染が発生するときの気象条件時の濃度はどうなのかを知りたいと思うので、その観点からすると、必ずしも住民が知りたいということに対して適切な予測をしているとは思えない。それ以外にも、この辺りにたくさんあるので、できれば準備書から評価書の過程でもう少し近隣住民の不安に対して答えるような姿勢で予測の計算条件等の設定を見直していただきたい。

この施設の場合、発生源条件のところで、今回予定している環境対策装置の運転についても適切に対応すれば、多分、環境基準を超えるような濃度は出ないと思う。

事業者： ご指摘の点を踏まえて、いくつか条件を見直して検討したいと思いますが、そのときに漏れがないように確認したいのですが、ダウンウォッシュについて

は20mという風速よりも、もっと弱い風速のときにも発生するのではないかと
いうことでしょうか。

そのときに、有効煙突高を補正して計算することを考えていますが、その場
合の有効煙突高の補正式は準備書7-103 ページに記載している式でよろしいで
しょうか。

副委員長： 結構だが、その他にも、ダウンウォッシュが発生したときは初期拡散幅、特
に σ_z が大きくなることにより地上濃度が高まる。どの辺の風速からダウンウォ
ッシュが発生するかということは、千葉県のアセスの中でも、以前に検討され
た施設について関連するものがあるので、場合によっては県の担当者に照会を
して、この施設に対して適切なパラメータの設定とか、先行事例についての照
会をするとよい。

事業者： 分かりました。県の担当者にも聞いて対応します。

委員長： 煙突の形状など他に指摘はあるか。

副委員長： 形状については、資料2-2のNo.1で、煙突の形状の話がでてきており、内筒
を3本に分けて各炉が部分運転した場合にも突出速度を下げないように計画され
ていることは評価できる。

外筒が風の抵抗を大きく受ける場合には、外筒から上に、通常は円形の一本
毎の炉に対応する煙道が立つと思うが、その部分を少し外筒から上に出すとか、
外筒の上部についてはスリットを入れて、風の抵抗を小さくするとか工夫をさ
れると、若干ダウンウォッシュの発生頻度を軽減する効果がある。その辺りは、
専門家に聞いて欲しい。

事業者： 分かりました。

委員： 残土については、工場建設の際に38,000tくらい残土が出るということで、
既存施設の解体の際に埋め戻しもするが、3年間残土を置いておく場所が事業
区域にないため、搬出するということが、この地域の半径50km範囲内で使
えそうな場所があるのか、実際の工事はまだ先の話だと思うが、その期間内に
38,000tの残土は再利用できそうなのか。

事業者： 船橋市には残土に関する基準がありまして、市内全域どこでも工事を行って
いけば、やり取りはしたいと思っているのですが、この時期にあるかないかは、
この場で確実に即答はできないという状況です。もしどうしてもということ
であれば、市のどこかに保管場所を探して、そこに保管しておいて埋め戻すとい
う方法もあるのですが、絶対に土を置いておけるかどうか確約はできません。
市の作成した基準ですので、極力遵守していきたいと考えております。

委員： 資料2-3の資-2ページに再現される緑地の図が書いてあり、緑地と調整池の
間に帯のようなものがあるが、これはどういう意味か。

事業者： 斜めの崖になっており、石が敷設してあり裸地ではありません。崖の一部に
は裸地がありますが、崖の下はコンクリートになります。

委員： 緑地はコナラ林を再現するということが、これには私も期待している。現地

調査でアズマヒキガエルやその他水生の動物が確認されているが、それがコナラ林とこの崖の間で分断されないかが心配だ。実際、生態系は複雑多様で、多様性が緑地に造られたコナラ林と崖に区切られた調整池ということになってしまうと、例えばアズマヒキガエルはどうになってしまうのか、そういった心配がある。その辺はどうか。もう少し詳しい、生態系の再現があったらよかった。

事業者： 現場の状況として、崖の部分ですが、崖とは言っても人が歩いて降りられる程度の傾斜になっておりまして、特に敷地の端の部分については植栽木として樅が植わっていたりと、現状その場所について生き物が移動したりすることは可能な状態です。

特にヒキガエルについて、産卵はどこでしているかですが、現地の調査では、準備書の 7-288 ページを見ていただければと思いますが、対象事業実施区域の北西の二重川により近い調査対象範囲の中に、昔おそらく水田だったと思われるところが湿地になっておりまして、そちらで卵が確認されています。

また、これは図面の外になるのですが、道路を挟んで 500m から 600m ほど離れたところにも池のようなものがありまして、そちらもヒキガエルが良く使っていたという状況でした。ヒキガエルの産卵場所については特に影響がないと考えております。

委員： 今の質問に関連して、今日いただいた資料の緑地というのは、植栽をしてそのまま放置されるということによろしいか。この後、鳥が来て、糞とともに種を落としていって、普通の林になっていくというイメージによろしいか。

事業者： 清掃工場という観点で、約 30 年後に建て替えがありますので、そのための用地として考えております。ですので、緑地が永久に緑地ということではなくて、将来ここを伐採し清掃工場になるということを想定しています。そして、現在の焼却施設を壊して緑地にする、自然からすると途中で分断されますが、極力自然に戻るような形にしたいとは考えています。

委員： ようするに、そのまま放置してもらえるのか。

事業者： 分かりました。

委員： 非公開の審議で出てくるオオタカもそうですが、前回資料のチョウゲンボウの最大行動圏など、つがい毎分析をしたのであれば面積も入れて欲しい。それだけで相当な情報である。

事業者： 参考としてお付けしております、前回の委員会資料で最大行動圏、95% 利用域の面積は入れさせていただいております、これなどを評価書に記載するということがよろしいでしょうか。

委員： それでいいが、それと中心域をどうするかという話につながっていく。

事業者： 分かりました。

委員長： 質問が出尽くしたと思うので、引き続き、重要な動植物に関する非公開部分の審議を行いたいと思います。傍聴者の方は退席をお願いいたします。

傍聴者退出

(4) 事業者説明 非公開部分について委員意見に対する事業者見解等を説明

(5) 質疑等

委員： 非公開資料の平成20年、21年、例えばオオタカ(a)では利用面積がだいぶ違う、こういう場合、大体今までの経験から言うとつがいのどちらかが替わっていることが多い。その証明ができないということなので調査結果を受け入れるが、こちらも平成20年の中心域、21年の中心域、高利用域、95%利用域それぞれの面積を追記すること。

事業者： 追記します。

委員： 準備書7-262ページに、植生調査：11月25、26日とあるが、その結果はどこに記載されているか。

チョウゲンボウの植生調査は広範囲の調査とは考えにくい、オオタカの巢の周りの詳しい植生調査を行ったのか。

事業者： 動物の方を対象にした植生調査といたしますか、広域の環境区分の調査を行っておりまして、その結果については、7-307ページで、チョウゲンボウの行動圏に係る環境区分ということで、データを整理しています。特にチョウゲンボウの行動範囲の環境がどのような構造になっているか解析することを目的にしていますので、樹林や畑地、宅地等といった区分について、写真判定の上で現地調査をして、こういった図面を作成したところです。

委員： 今回の事業とは直接関係ないが、オオタカの行動であるとか近年注目されているが、清掃工場の建替事業という中でオオタカの行動を観察したということだが、その調査結果は、この事業が終わってしまうとどこに行ってしまうのか。

船橋市でオオタカ課という組織をつくって、その課でこの場所に限らず全ての場所を空間情報として、フォーマットに従って捕らえようとしているのか。それともこの事業が終わったら関係がなくなってしまうのか、どのような方針でいるのか教えて欲しい。できれば地理空間情報活用推進基本法というのが施行され、制度も各自治体で積極的に利用するようになっているはずであり、せっかくの貴重なデータを閲覧できたりするような統一的な課をつくっていただければと思うがどうか。

事業者： 私どもの課は事業課・清掃工場を造る組織です。環境に携わる課においては、自然環境調査などいろいろな調査を行いデータの蓄積を行っていました。そちらの課にデータを引き渡して保管できるのであればそれなり利用できると思いますが、今どのような形でとは、お答えはできませんが、折角これだけお金をかけて調査しましたので、市民に公開できる範囲では市民に公開していかねばならないと思いますので、ただ非公開で行っている内容もありますのでその辺りも加味して、環境関係の課と話し合いをもってデータのやり取りを考えたいと思います。

委員： 今はオオタカが注目されているが万々が一、佐渡のトキが飛来したらとか、

10年後、コウノトリが飛来するとか、そういう良い環境ができるのを望んでいると思う。そういうことも踏まえると、そういうことに対応できるよう、市の中で運用していただければと思う。

委員長： 市の方でご検討いただきたい。

委員： 一般に開発行為等のようなアセスの時に、オオタカなど猛禽類の繁殖のデータが出てくる話なのだが、神奈川県では、それをみんな蓄積してあり、1年に1度くらいこれを見に行っている。そういう予算を用意している。その結果、ここを土地利用したいという話があったときに、ポイントは教えられないが、この半径1キロくらいに猛禽がいるからそのつもりでアセスの調査を行うようにと助言すると、1年くらい早くからそのための準備ができるので、千葉県でも環境生活部として、自然保護課を使われても環境政策課を使われてもよいので、資料の蓄積をお願いしたい。

事務局： 環境影響評価を行うに当たり、非常に広範囲に事業者の方で調査をしていただいています。この資料は非常に貴重な資料だと思います。先ほど言われたとおり、この希少種のデータというのは一般に公開するわけにはいきませんが、中央博物館とか自然保護課では、事業者にやっていただいた環境影響評価のデータの集積を十分検討して行きたいと思います。

委員長： それでは他に質問等あるか。

各委員： (なし)

委員長： それでは、意見、質問が出尽くしたと思うので、事業者はここで退出を願いたい。

事業者退室

委員長： 何か意見はあるか。

委員： この施設周辺には人家はないが、光風みどり園という授産施設があります。それで、今回の建替えの計画だと、光風みどり園にかなり近いところに新しい施設が建設されて、煙突の位置などもすごく接近してきているので、工事の期間中はもちろん、操業を開始してからも、前の工場があった位置や煙突と比べると、かなりこの施設への影響が強くなるのではないかと懸念されるので、施設があるということを配慮した影響評価をする必要があるのではないかと感じる。

委員長： この点については、前回の審議でもそのような意見があった。事務局はこのことについて指導すべき点など何かあるか。

事務局： 実は事務局の中でも検討しておりまして、準備書なり評価書なりで直接書けるかどうかということは別にしまして、光風みどり園への影響が懸念されますので、評価に当たっては単に環境基準という一点だけに囚われるのではなくて、いわゆる住民保護という観点に立ち返って、評価する必要があるのではないかと、議論を進めているところでございます。

委員長： 光風みどり園の運営をされている方からもよく意見を聞いて、問題が起きな

いようをお願いしたい。

委員： 2年前くらいの現地見学でもこのような話が出て、あのときの記憶だと、その間に植栽をして直接面することは避けるということであった。

委員： よくみたら、かなり接近している。

委員： そのときは、心理的な影響を軽減するためにそのような方策を採っているという説明だった。

委員長： 途中に緩衝というか植栽をして、影響を和らげるという計画のようであり、それを含めて県のほうから指導していただきたい。

副委員長： 事業者がその間に植栽をして配慮などをするということは、具体的には準備書 7-330 ページ前後に、現況と供用時のモンタージュ写真があるので、植栽の間にはさんで、光風みどり園から施設を見た時の形状の現況と供用時のものを追加して入れてもらう、そうすると、そのような心配がどのくらい事業者の計画によって解消されるのかが良く分かると思うので、準備書から評価書に整理する段階で、入れると良いと考える。

委員長： では、次回も継続審議とする。